福岡県特定鳥獣(シカ)管理計画(第6期)の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県では、中山間地域を中心に、シカ、イノシシ、サル等の獣類やカラス類による農林水産物被害は、ピーク時の平成22年度から半減しているものの、依然として深刻な状況にある。とりわけシカについては、被害が全県的に拡大している状況にあり、シカ被害を軽減するための対策を継続することが必要となっている。

このような現状から、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、管理の目標を設定し、被害防除対策や捕獲の推進等の手段を総合的に講じることにより、 県内における農林産物の被害軽減の未然防止を図ることを目的として、福岡県第二種特定鳥獣(シカ)管理計画(第6期)を策定する。

2 計画項目

- (1) 計画の期間 令和4年4月1日~令和9年3月31日
- (2) 特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域
- (3)管理の目標

本計画の目標は、第5期までの総合的な対策を継続し、県農林産物被害額を毎年 4.5%低減させ、 令和8年度までに県農林産物被害額を7千万円未満に抑えることを目標とする。

- (4) 目標を達成するための施策の基本的な考え方
 - ア被害防除対策
 - イ 捕獲の推進
 - ウ 生息環境管理
 - 工 人材育成
- (5) 第二種特定鳥獣の捕獲に関する事項
 - ア 狩猟期間の延長

シカの狩猟期間を10月15日から4月15日までとする。 (第5期では、11月1日から3月15日まで。)

- イ 休猟区全域について、シカを捕獲することができる特例休猟区に指定する。
- ウ 輪の直径が12センチメートルを超えるくくりわなによる捕獲を認めることとする。
- エ 市町村による管理捕獲を推進する。
- オ 捕獲したシカについては、獣肉として利活用を図ることを推進する。
- カ 被害防除対策と捕獲対策の総合的な推進を図るため地域が一体となった捕獲を推進する。
- キ 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施

シカの生息状況、被害発生状況等を踏まえ、捕獲を特に強化する必要がある地域においては、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。